

厚生労働省 令和2年度生活衛生関係営業対策事業費補助金事業

クリーニング師資格のあり方に関する 調査検討委員会

報告書

令和3年3月

全国クリーニング生活衛生同業組合連合会

はじめに

全国クリーニング生活衛生同業組合連合会が令和元年度に立ち上げた「クリーニング師資格のあり方に関する調査検討委員会」（相澤好治委員長／北里大学名誉教授）では、クリーニング師の役割・責務の明確化、現在都道府県ごとに実施されているクリーニング師試験の全国統一化等、クリーニング師関連の課題の整理と解決にむけた検討を行っています。

令和元年度にクリーニング団体を通じて従事クリーニング師に行ったアンケート調査では、「クリーニング師試験は全国統一にした方が良い」との回答が63.5%で約3分の2を占める結果となっており、国家資格としてその取得に必要な知識・技能、さらには合格基準等に格差が生じるべきではないとの意見が挙げられています。これらの結果を元に、「制度面・役割面から見たクリーニング師のあり方」について提言を行い、制度面の目標としてクリーニング師試験の全国統一を理想としたうえでの広域ブロックでの試験実施の検討や、筆記試験の標準化を目的とした出題根拠資料の統一、技能試験実施の是非や運営方法に関する検討の必要性について提言しました。

さらに、令和2年度事業では「クリーニング師試験の実施状況に関するアンケート調査」を全国47都道府県の衛生主管部局に実施し、都道府県ごとに行われているクリーニング師試験の試験問題作成や技能試験の実施状況、その他運営方法等に関する実態を把握するための調査を行いました。

本報告書では、そのアンケート結果とそれに基づいて作成した令和2年度事業の提言を掲載しています。また、技能試験の全国統一化にむけた案として、家庭用アイロンを用いたワイシャツ仕上げの教材ビデオを作成し、試験運営の課題解決や審査方法の標準化を提案しました。

なお、本委員会は令和3年度も継続し、クリーニング師免許の更新制等も視野に入れたより深い議論を進め、関係各所との連携を密にしながらクリーニング師資格のあるべき姿を早期に実現するよう必要な改革を図っていく予定です。

目 次

はじめに

第1部 クリーニング師試験の実施状況に関するアンケート調査 …… 3

アンケート調査概要

調査票

集計結果

第2部 クリーニング師試験の実施に関する提言（中間答申） …… 17

提言1 クリーニング師の役割の明確化にかかる要望・提案

提言2 クリーニング師試験の全国統一化にかかる要望・提案

御 礼 都道府県衛生主管部局クリーニング師試験担当の皆様へ

第3部 ワイシャツ アイロン仕上げの基本手順 …… 26

クリーニング師資格のあり方に関する調査検討委員会

巻末付録 DVD「ワイシャツ アイロン仕上げの基本手順」

第1部

クリーニング師試験の実施状況に関する アンケート調査

調査概要

調査名：クリーニング師試験の実施状況に関するアンケート調査

対象者：47都道府県衛生主管部局 クリーニング師試験ご担当者

調査期間：令和3年1月29日（金）～2月17日（水）

回答率：100%

アイロンの説明（p6掲載／**Q5**【5-1】に関する解説です）



焼きごて

熱源として電気ヒーターを用いる。旧型の場合はサーモスタットが無く、電源を入れたままにしておくと、どんどん熱くなる。指先に軽く水をつけてアイロンにつけ、その音で温度を見極める。



電蒸アイロン

電蒸アイロンは、ボイラーからの蒸気の他に電気ヒーターによる加熱を可能としたアイロン。サーモスタットにより品物によって温度を変えることができる。電気ヒーター内蔵のため、生蒸アイロンより重い。蒸気取入れ口と余った蒸気を排出するドレン口の二つがそれぞれにホースで配管へ接続されている。



生蒸アイロン（ヒートレスアイロン）

生蒸アイロンは、熱源を蒸気のみとするアイロンのこと。電気ヒーターがないため薄く、アイロンの表面温度は蒸気圧によって変化するが、比較的溫度が低く、軽い。蒸気取入れ口と余った蒸気を排出するドレン口の二つがそれぞれにホースで配管へ接続されている。

クリーニング師試験の実施状況に関するアンケート調査票

Q1 クリーニング師試験の受験者の傾向についてご回答ください。

【1-1】直近3年間の受験者数と合格者数、登録者数

平成29年度／受験者数[]人 合格者数[]人 登録者数[]人
平成30年度／受験者数[]人 合格者数[]人 登録者数[]人
平成31-令和元年度／受験者数[]人 合格者数[]人 登録者数[]人

Q2 試験問題の作成についてご回答ください。

【2-1】 クリーニング師試験の試験問題の作成者や作成方法について教えてください。また、作成を都道府県担当部局外に委託している場合はその委託先についてご記入ください（○は1つだけ）。

- ①担当部局内で作成 → **【2-3】** へ
- ②外部の専門家を含めた委員会を設置し委員会で作成 → **【2-2】** を回答後 **【2-3】** へ
- ③外部に委託 → **【2-3】** へ



具体的にご記入ください

(例)・クリーニング組合事務局職員 OB や業界団体の専門家に作成を依頼している

【2-2】委員の構成

【2-1】 で②を選択した方にお聞きます。令和元年度に実施した試験に関する委員について、行政〇〇人、学識経験者〇〇人等、委員構成を記載してください。筆記試験と技能試験で区別される場合はそれぞれご記入ください。

・委員構成

①行政	人				
②学識経験者	人	(内訳: 法律	人、公衆衛生	人、行政経験者	人、
		その他	人 [内訳:])
③その他	人	(クリーニング事業者 (団体)	人、その他	人 [内訳:])

【2-3】 試験問題の出題根拠資料の有無についてご記入ください（○は1つだけ）。

- ①出題根拠資料がある
- ②出題根拠資料がない



具体的にご記入ください（複数記述いただいて結構です）

(例)・全国クリーニング連合会発行「クリーニングの基礎知識」より出題

【3-6】合否判定基準の決定方法

【3-5】の合否判定基準を決定している機関名等（「条例で決定」「試験委員会で決定」等）を記載してください。

【3-7】過去の試験問題について公開していますか（○は1つだけ）。

- ①公開 ※もし分かるようであれば公開開始が何年かお答えください。（昭和・平成・令和 年）
②非公開

【3-8】試験対策のための事前講習会を実施していますか（○は1つだけ）。また実施者についてご回答ください。

- ①実施している ②実施していない



実施者について具体的にご記入ください

Q4 令和元年度の筆記試験の内容についてお聞きします。

【4-1】筆記試験について、試験項目と項目ごとの設問数についてご回答ください。

衛生法規 … [] 問 公衆衛生 … [] 問
洗たく物の処理 … [] 問 その他（項目名 _____） … [] 問
試験時間（トータル） … [] 分間

Q5 令和元年度の技能試験の内容についてお聞きします。

【5-1】技能試験の試験内容をお選びください（○はいくつでも）。また各技能試験の試験時間も併せてご回答ください。

- ①アイロン仕上げ…………… [] 分間 ②繊維鑑別… [] 種 [] 分間
③薬品鑑別… [] 種 [] 分間 ④シミ鑑別… [] 種 [] 分間
⑤その他（具体的に／ _____） …… [] 分間

▶ アイロン仕上げ試験を実施している場合、使用している設備、仕上げ対象物等についてご回答ください。

※アイロンの種類については別紙の解説をご参照ください

- ・使用している機器 ①焼きごて ②電蒸アイロン ③生蒸アイロン ④家庭用アイロン
⑤その他（具体的に／ _____）
- ・仕上げの対象物 ①ワイシャツ ②浴衣 ③ハンカチ
④その他（具体的に／ _____）
- ・対象物の仕上げ範囲 ①全体 ②部分（具体的に／ _____）
- ・受験者に持参してもらっているもの
①筆記用具 ②指定した衣類（ワイシャツ等） ③その他（ _____ ）

【5-2】技能試験全般について、ご意見や実情、困っていることをご自由にご記入ください。

【技能試験でアイロン仕上げを実施しない・実施できない理由、今後の見通し 等】

Q6 クリーニング師試験の今後のあり方についてお聞きします。

【6-1】現在、クリーニング師試験は都道府県ごとの試験内容で実施されており、その難易度についても異なります。今後、試験の公平性を確保するため試験問題を全国统一化することについての賛否と、その理由についてご記入ください（〇は1つだけ）。

・全国统一化に ①賛成 ②反対 ③どちらとも言えない

【その理由】

【6-2】試験問題の全国统一化のためには、試験実施日の統一またはブロック単位での開催等について検討する必要があります。これについてご意見があればご記入ください。

【6-3】都道府県知事は、厚生労働省の指定する者（以下、指定試験機関）にクリーニング師の試験の実施に関する事務の全部又は一部を委任できることになっています（クリーニング業法第7条の2）。現状では厚生労働省による指定試験機関は指定されていませんが、指定試験機関が組織され業務の委任が可能な場合、試験事務を委任したいと考えますか（〇は1つだけ）。

①試験事務の委任を検討したい ②試験事務の委任をする考えはない ③どちらとも言えない

委任を希望する・希望しない理由、委任したい内容（問題作成や当日の運営等）をご記入ください

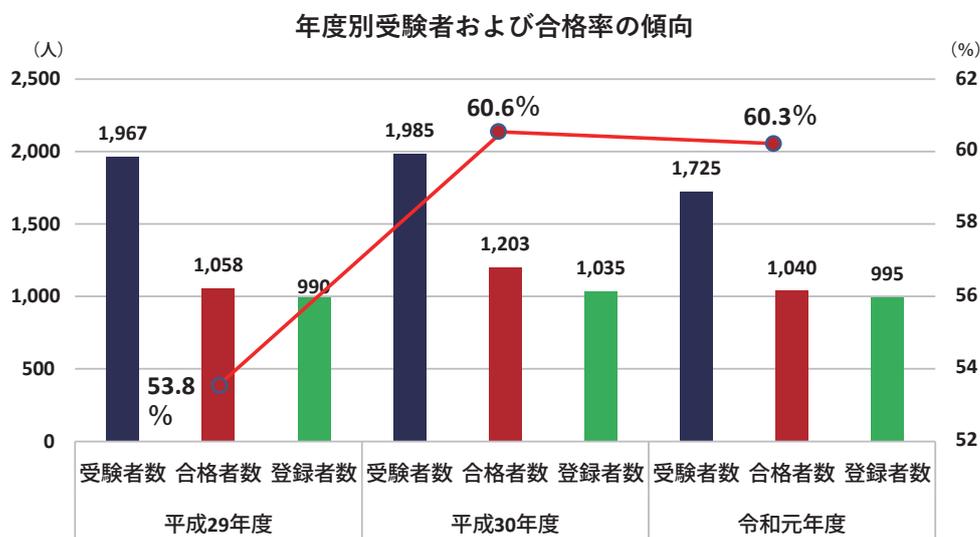
ご協力ありがとうございました。その他ご意見・ご要望等ございましたら下欄にご記入ください。

アンケート内容や記入方法等について、ご不明な点がございましたら以下へお問い合わせください
 全国クリーニング生活衛生同業組合連合会 事務局 TEL：03-5362-7201（平日 9：00～17：00）

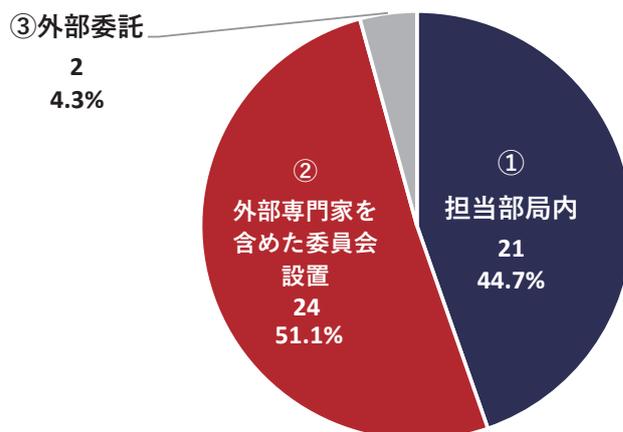
※試験実施要項や過去の試験問題をご提供が可能な場合は、併せてご提供をお願い申し上げます
2月17日（水）までに返信してください

クリーニング師試験の実施状況に関するアンケート調査 集計結果

Q1 【1-1】 受験者の傾向／全国集計・平均

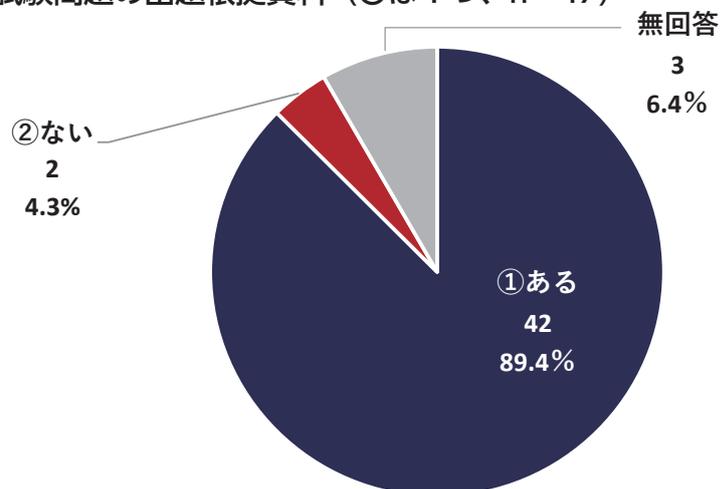


Q2 【2-1】 試験問題作成者・作成方法 (〇は1つ、n=47)

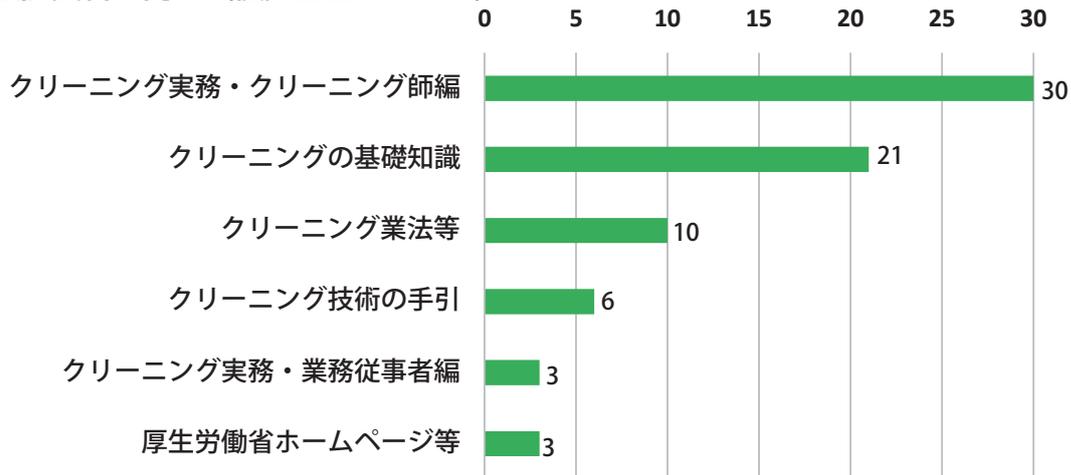


【2-2】 委員の構成 (結果は省略)

【2-3】 試験問題の出題根拠資料 (〇は1つ、n=47)



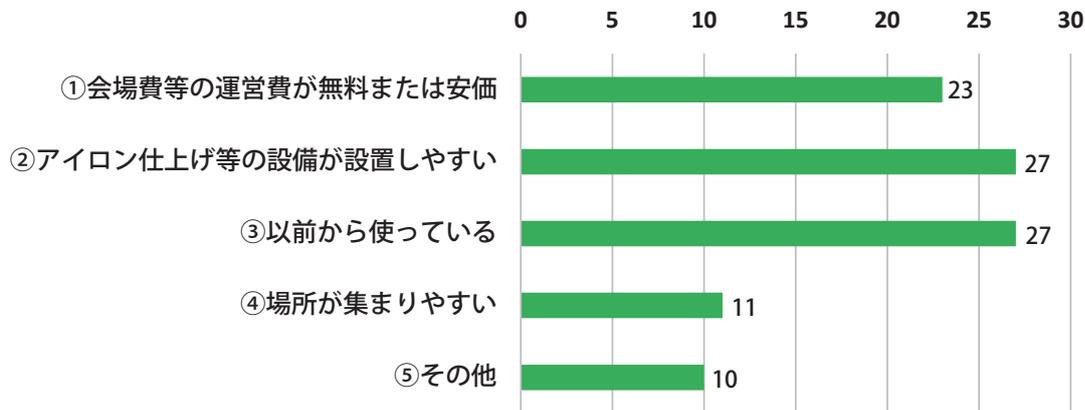
出題根拠資料の内容（複数回答、n=47）



その他／詳説クリーニング師編、中央法規・生活衛生関係営業法令通知集、クリーニング師試験参考問題集等

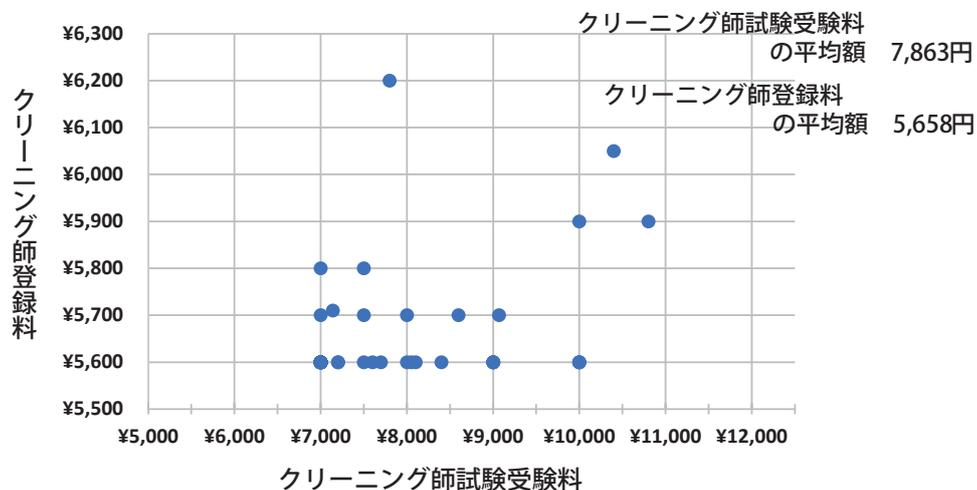
Q3 【3-1】 クリーニング師試験の実施回数 ▶ ほぼ1回

【3-2】 試験実施場所の選定理由（複数回答、n=47）

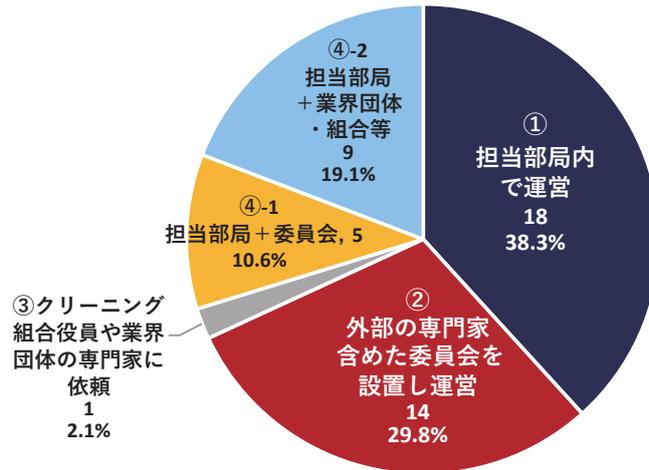


その他／※実技試験（薬品の鑑別、しみ抜き等）で試薬、器具等を用いる必要があるため検査課のある保健福祉事務所での実施が必要
 ※駐車場を確保しやすい
 ※筆記（学科）試験で受験者を収容できる会議室を有し、技能試験（ワイシャツのアイロン仕上げ）を行える電蒸アイロンが使用可能であるため

【3-3】 クリーニング師試験の受験料と登録料（n=47）



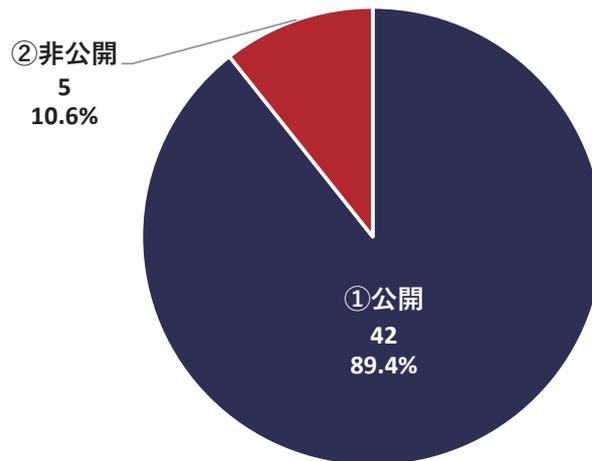
【3-4】 試験当日の運営（〇は1つ、n=47）



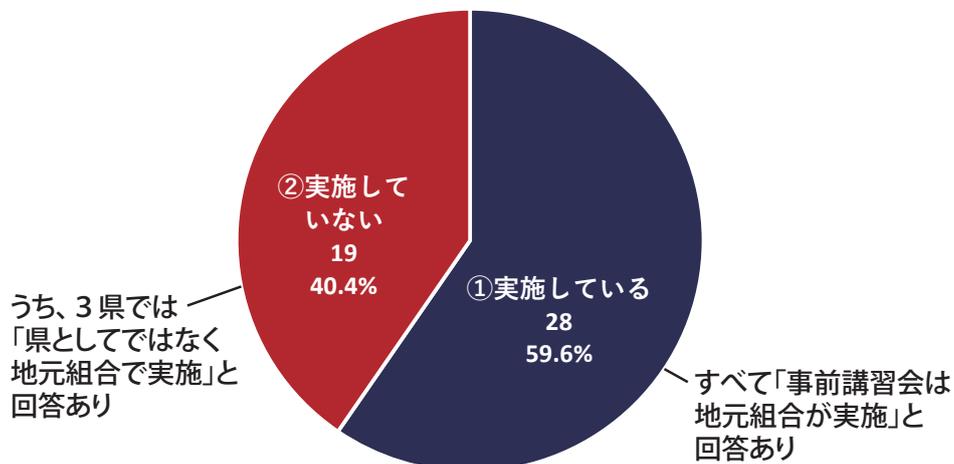
【3-5】 合否判定基準の内容（結果は省略）

【3-6】 合否判定基準の決定方法（結果は省略）

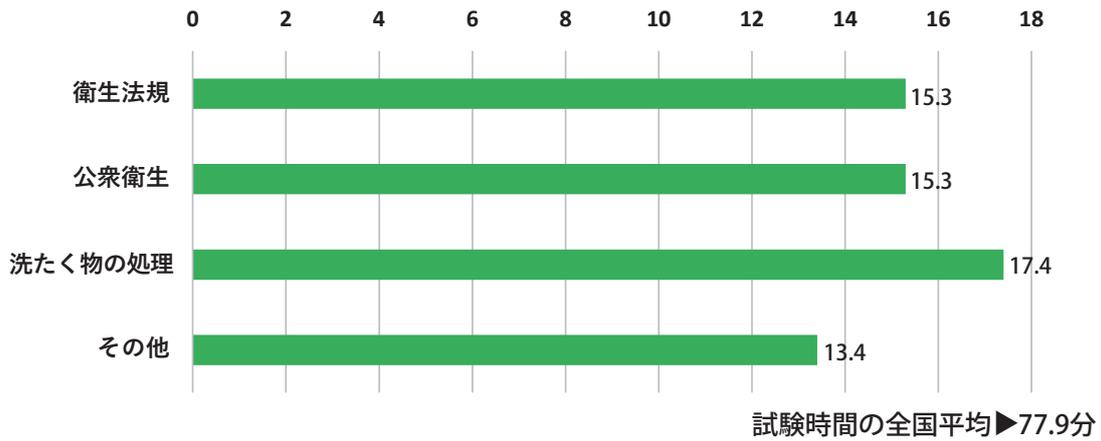
【3-7】 過去の試験問題の公開について（〇は1つ、n=47）



【3-8】 事前講習会について（〇は1つ、n=47）



Q4 【4-1】 令和元年度筆記試験の設問数・試験時間の全国平均

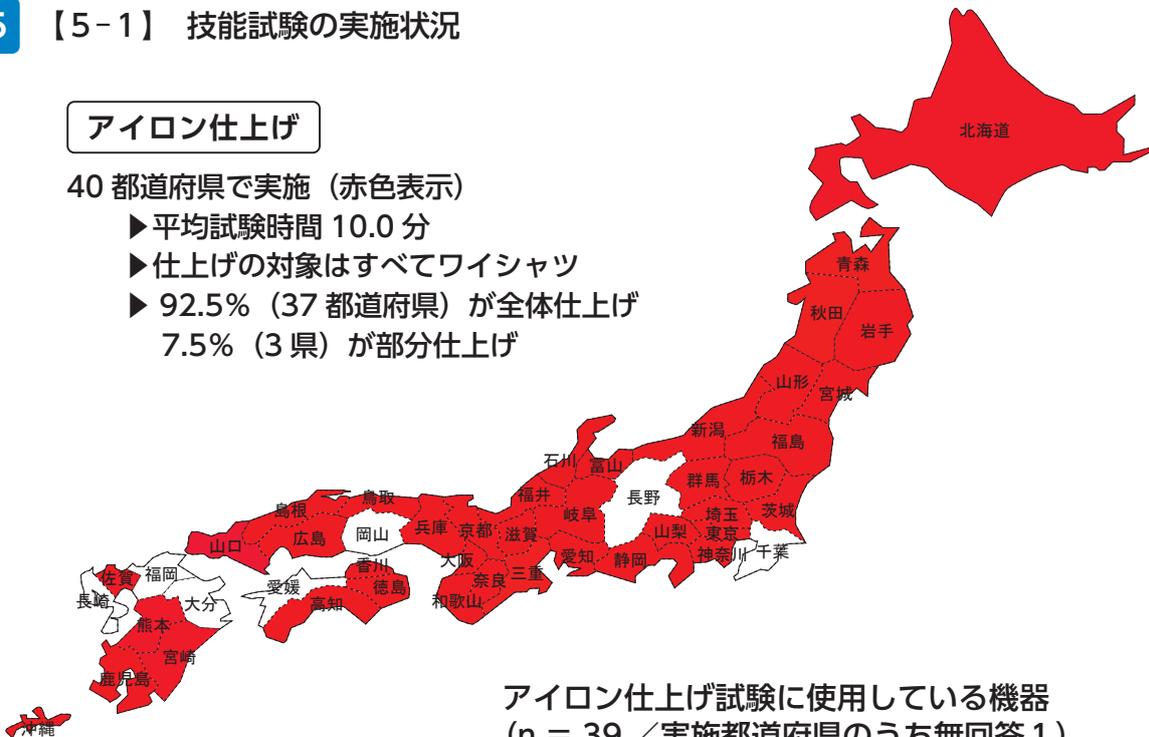


試験時間の全国平均▶77.9分
 衛生法規、公衆衛生、洗たく物の処理に関しては全都道府県で実施
 7県がその他の試験も実施（薬品の取扱いに関する知識、取扱い表示の判別等）

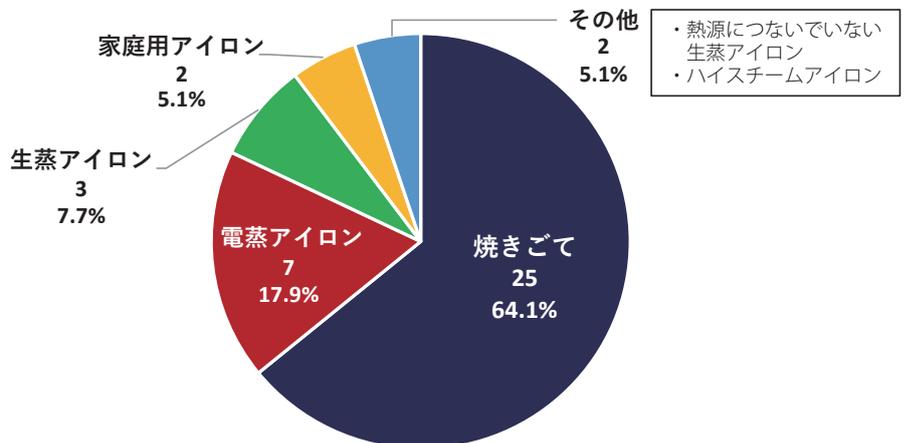
Q5 【5-1】 技能試験の実施状況

アイロン仕上げ

- 40 都道府県で実施（赤色表示）
- ▶平均試験時間 10.0 分
 - ▶仕上げの対象はすべてワイシャツ
 - ▶92.5%（37 都道府県）が全体仕上げ
7.5%（3 県）が部分仕上げ



アイロン仕上げ試験に使用している機器
 (n = 39 / 実施都道府県のうち無回答1)



繊維鑑別

43 都道府県で実施 (赤色表示)

▶平均 5.7 種



薬品鑑別

16 府県で実施 (赤色表示)

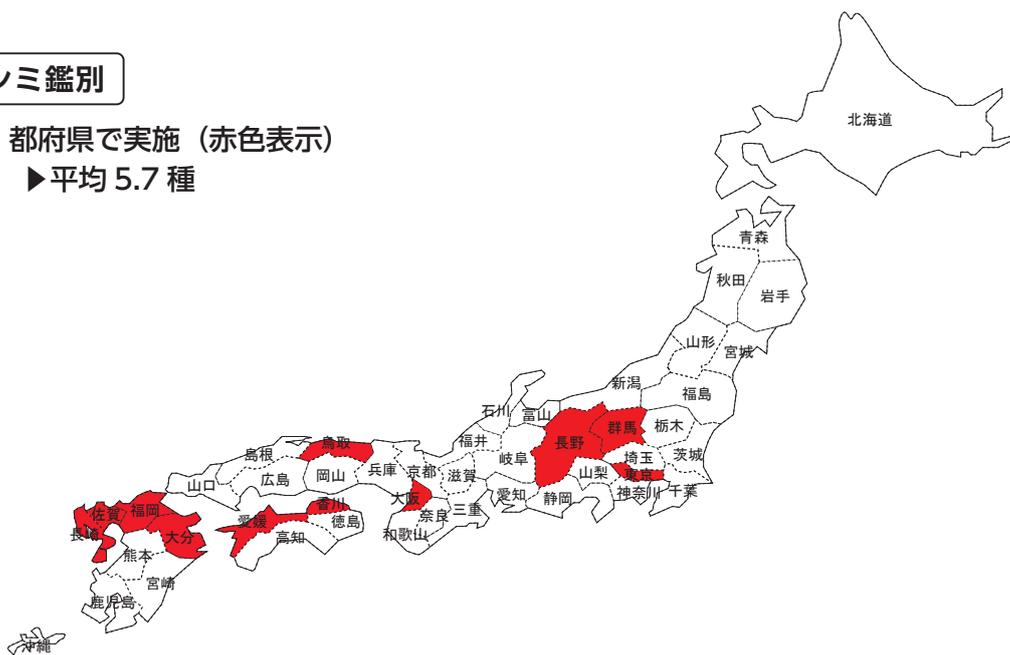
▶平均 5.5 種



シミ鑑別

11 都府県で実施 (赤色表示)

▶平均 5.7 種



【5-2】 技能試験全般について、意見・実情・困っていること

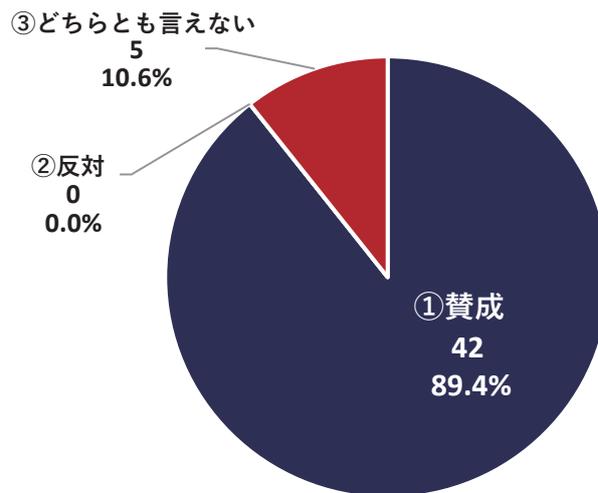
●アイロンについて

- ・現在、アイロン仕上げに焼きごてを使用している。劣化が進んでいるが生産が終了しており新しいものが用意できない。
- ・焼きごては現場ではほとんど使われていない実情を踏まえ、今後の試験のあり方について検討していかなければならないとの意見がある。
- ・試験に使用するアイロン、ワイシャツが古く、現状に則していないように思う。
- ・現在の試験会場が使えなくなった場合、アイロン仕上げ試験を実施できる会場を確保できない恐れがある。
- ・採点のチェック項目、配点等を記載した採点マニュアルおよび採点表があれば、全国同レベルの合否判定を行うことが可能となると考える。
- ・近年のクリーニング所では仕上げにプレス機が使われることも多く、アイロン仕上げだけで資質を問うことはできないと考えるため、技能試験でアイロン仕上げは実施していない。

●その他の技能試験について

- ・繊維鑑別のための JIS 規格の白布が購入できない場合がある。取扱い業者が少ない。
- ・繊維・薬品の鑑別およびしみ抜きにおいて実際にクリーニング所で取り扱う繊維や薬品を試験に出題しようとする場合、出題できるのが限られた繊維・薬品のみとなるため例年、試験内容が類似してしまう。

Q6 【6-1】 クリーニング師試験の全国統一化について（〇は1つ、n=47）



●**賛成の理由・意見**

- ・現在、クリーニング師試験の試験問題の内容や合格基準は都道府県により異なっているが、一方で、都道府県知事が発行する免許証は全国で有効。このことから、試験問題の内容や合格基準を全国統一化すべきと考える（大多数意見）。
- ・これまで、都道府県ごとに試験の難易度が異なっていることに懸念があったが、それが解消されると考えられるため賛成する。また、根拠資料が統一されていない中で作成されていたものが、統一化されることによって、問題の質も向上すると考えられる。
- ・試験問題作成は職員への事務負担が非常に大きいことから、統一化を希望する。
- ・試験問題作成などの業務量と受験料収入が見合っていないため。
- ・試験の公平性を確保するために試験問題を統一することには賛成するが、実施日をどうするか、アイロン仕上げ等の技能試験をどのような形態で行うのかなど検討が必要と考える。
- ・試験日が統一されることにより会場や人員の確保に課題が生じる。
- ・試験問題を全国統一のものとする場合、都道府県ごとに業務の繁忙期や地域性等が異なるため、都道府県が試験の実施主体となり得るか否かも含め、各都道府県の状況を聴きながら検討していく必要があると考える。

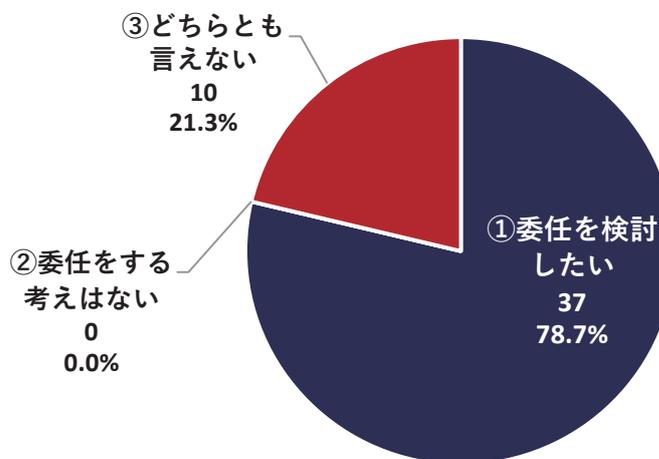
●**どちらとも言えないの理由**

- ・他都道府県の試験の実情を把握していないため。
- ・全国的な統一化が望ましいと考えるものの、試験日の統一は難しいと考えられるため。

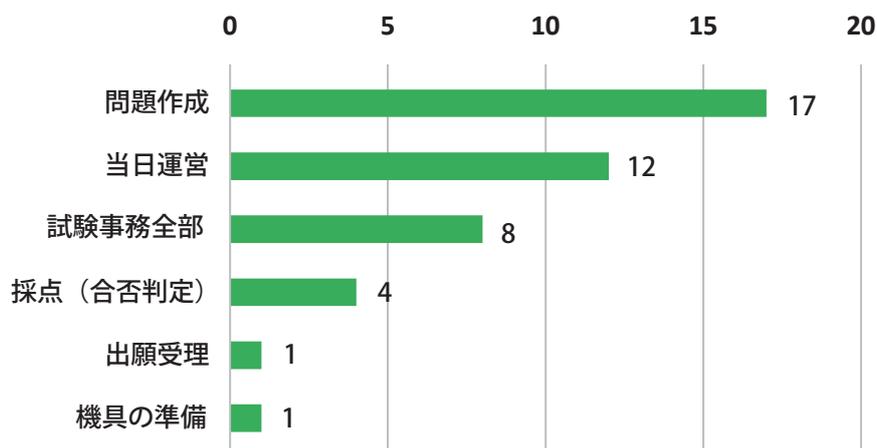
【6-2】 試験実施日の統一・ブロック単位での開催等への意見

- ・受験機会の確保の観点から、全国同一日での開催ではなく、ブロック単位での開催とするなど、同一年度内に複数回受験できるような枠組みを希望する。
 - ・試験実施日を休日としているが、他都道府県では、平日に試験を実施している自治体もあることから、試験実施日の調整が難しいと考える。
 - ・統一の試験内容で試験を実施するなら同一の試験日にするべきだが、各地域の環境や気候（台風や雪）等の影響を考慮して、ブロック単位で開催することも検討してほしい。また、統一の試験日とすることにより、受験の機会が制限されることは望ましくない。
 - ・試験実施日を統一することは困難ではないか。荒天等によりやむを得ず統一日に試験を実施できなかった都道府県があった場合どうするのか（試験問題を複数準備することも必要となるのではないか）。
- また、ブロック単位で開催する場合、ブロック単位で試験実施日が異なれば、結果的にどのブロックでも試験が受けられるのではないか（受験者情報を各ブロックで共有するのか）。
- ・これまで実施してきた試験日からの大幅な時期変更は、受験生の混乱を生じかねないため、統一試験の開始年度・スケジュール、予定時期などは早めに公表しておく必要がある。
 - ・会場予約、運営人員確保等の観点から、試験実施日の決定は早め（前年度中など）にされることが望ましいと考える。

【6-3】 クリーニング師試験の試験事務の委任について（〇は1つ、n=47）



委任したい内容（複数回答／明確に書かれているもののみ）



●どちらとも言えない理由

- ・手数料の納付まで含めた全部委任（指定試験機関による独立採算制）であれば、積極的に委任を検討したい。
- ・委任したいと考えているが、予算の確保に課題があるため。
- ・委任した場合における県の事務負担軽減と、委任にかかる経費を踏まえて、総合的に判断したい。

【6-4】 その他の意見・要望

- ・各県とも、クリーニング師試験の運営に多くの労力を割かれて、通常業務に支障をきたしている。全国環境衛生・廃棄物関係課長会でも、毎年、重点要望として、指定試験機関の確保を厚生労働省に要望していることから、指定試験機関の確保と試験事務の委任について本腰になって行ってほしい。
- ・クリーニング業法施行規則第4条において免許申請手続きは「試験合格地の都道府県知事に申請しなければならない」とされていることから試験合格地と免許申請先との関係性について整理しておく必要があるとともに、合格者情報の提供先についても整理しておく必要があると思う。
- ・クリーニング師の技術レベルの均一化を図るためにも、是非、全国統一的な試験実施について検討いただきたい。

第2部

クリーニング師試験の実施に関する提言
(中間答申)

クリーニング師資格のあり方に関する調査検討委員会（以下、「本委員会」という）は、全国クリーニング生活衛生同業組合連合会（以下、「全ク連」という）より諮問を受け、令和元年度から令和2年度事業としてクリーニング師資格の現状把握と課題抽出を目的に、業務従事クリーニング師さらにはクリーニング師試験実施主体である都道府県衛生主管部局に書面調査を実施し、これらを踏まえて協議を行った結果、次の通り提言を取りまとめた。

なお、本提言は中間答申の位置づけであり、後述するクリーニング師資格の重要性および役割のあり方、方向性を鑑み、引き続きあらゆる角度からの検討を継続、深化させていく必要がある。

提言 1

クリーニング師の責務を整理し直し、利用者利益の擁護や近隣への安全配慮等、追加する役割を明確にすべきである

理由

クリーニング師は、『公衆衛生及び洗濯処理に関する専門知識等を有する者であり、当該クリーニング所の衛生管理を行う上での実質的な責任者』^(*1)と定義されているが、平成16年改正でクリーニング業法に追加された利用者擁護規定（第3条の2）や、近年多発する新型コロナウイルス等による感染症リスクの拡大、さらには近隣への安全配慮や持続可能社会推進等にかかるクリーニング師の役割を明確にすべきである。

(*1) 「クリーニング所における衛生管理要領」（昭和57年厚生省環境衛生局長通知）より抜粋

提言 2

クリーニング師試験は、知識（筆記）、技能（実技）ともに全国統一を図るべきである

理由

- ① 国家資格である以上、その取得に必要な知識、技能、さらには合格基準等に格差が生じるべきではない。
- ② 新型コロナウイルス感染症等の感染症対策やSDGs（持続可能な開発目標）等、時代背景を踏まえた課題を試験内容に反映させるべきであり、そのためにも試験問題を統一すべきである。
- ③ クリーニング師試験を行っている自治体の9割、および従事クリーニング師の約3人に2人が全国統一すべきと回答している^(*2)。
- ④ 業界への若年層の参入を促すためにも資格のステータスを上げることは不可欠。
- ⑤ 一般消費者への認知度さらには信頼度を高めるためにも全国統一が望ましい。

(*2) クリーニング師資格のあり方に関する調査検討委員会による令和元年度・令和2年度アンケート調査結果より抜粋

●提言にかかる補足説明

クリーニング所における衛生管理要領においてクリーニング師は、『公衆衛生及び洗濯処理に関する専門知識等を有する者であり、当該クリーニング所の衛生管理を行う上での実質的な責任者』と定義されており、クリーニング業法においてはクリーニング師研修の受講が義務付けられている。

クリーニング師研修が開始された昭和63年（1988年）頃、全国の消費者相談窓口で扱う苦情相談はクリーニングに関するものが圧倒的であった（平成元年（1989年）度相談件数第1位クリーニング17,236件・第2位電話4,229件／独立行政法人国民生活センター「消費生活年報」）。

クリーニング師研修は、消費者の財産である繊維製品の適切な取扱いを学ぶことで利用者の利益を擁護することを主たる目的に開始されたものであり、その成果によって平成31-令和元年（2019年）度のクリーニング関連の相談件数は3,722件、順位は22位と大きく改善している。

しかしながら、この間に衣類に残留したドライクリーニング溶剤による化学やけど、建築基準法に適合していない引火性溶剤を使用するクリーニング工場の顕在化、繊維製品に取り付けられる取扱表示の全面的な改訂、土壌汚染対策等の対応すべき環境保護規制などの事案が生じ、そのたびにクリーニング師研修の受講を通じてクリーニング師として取り組むべき対応を習得してきた。

また、新型コロナウイルスの感染拡大が続く現状において、クリーニング師にはクリーニング従事者として取り組むべき衛生対策の習得（感染症対策に精通していることなど）が求められるなど、常に時代に即した知識や技能に対応するようアップデートを続けなければならない。

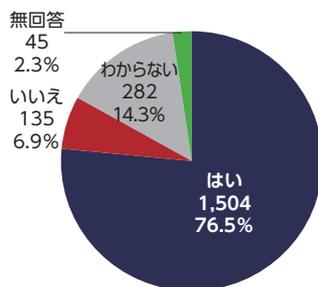
現状

- クリーニング師は、クリーニング業法（以下、「法」という）で定められた国家資格である。
- クリーニング所に必ず一人以上設置すること（必置義務）が定められている（法第4条）。
- 法の中で、業務従事クリーニング師の責務として明記されているのは、クリーニング師研修の受講義務（法第8条の2第1項）のみである。
- 法が求める衛生措置（法第3条関連）や利用者擁護対策（法第3条の2関連）等は全て営業者の責務と明記されている。

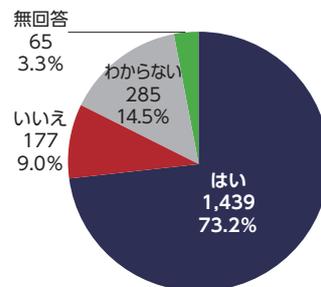
課題

- 必置義務のみで具体的な役割が不明瞭であるため、資格不要論が幾度となく規制改革等の協議の俎上に乗っている。
- 資格の魅力が分かりにくく、資格取得希望者（若年層の業界新規参入）減少の速因となっている。加えて、消費者にもアピールしにくいことから社会的認知度も低い。

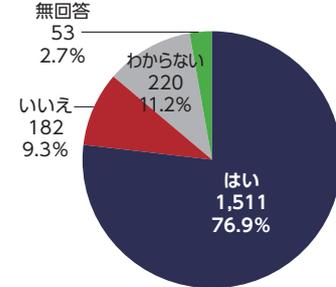
【6-1】クリーニング師の社会的地位をもっと向上させてほしい



【6-2】クリーニング師の役割や責任を明確にしてほしい



【6-4】一般消費者にアピールできる資格にしてほしい



令和元年度アンケート調査結果より抜粋

議論の経過（令和元年度の提言）

- クリーニング師の役割（果たすべき責務）を下記の通り定義する（令和元年度報告書より抜粋）。

1. クリーニング所における危機管理責任者（リスクマネージャー）

衛生（公衆衛生）、安全（労働安全、近隣安全）、品質（利用者擁護）の三部門における実質的現場責任者である

2. 利用者並びに行政とのパイプ役（コミュニケーター）

消費者からの相談、お問合せ対応窓口であるとともに、各種行政手続、行政指導等の対応窓口責任者としての役割を担う

3. 業務従事者への指導・教育責任者（現場リーダー）

所属する事業所における従事者の教育、育成、情報伝達を行う役割を担う

よって

提言1

クリーニング師の責務を整理し直し、利用者利益の擁護や近隣への安全配慮等、追加する役割を明確にすべきである

との結論に至った

- なお、本委員会では、クリーニング師として習得すべき知識、技能、精通すべき法令等について、p21の通り整理したので参照いただきたい。

●クリーニング師に求められるスキル

【クリーニング師が習得すべき知識等】

- ◆公衆衛生並びに感染症リスク等に関する知識
- ◆通常のクリーニング処理工程と関連機器の操作手順に関する知識
- ◆繊維の特性と素材に応じたクリーニング処理方法に関する知識
- ◆汚れ、シミの種類とその対処方法に関する知識
- ◆クリーニング品の受渡しに関する必要事項と消費者契約に関する知識
- ◆衣類の保管、メンテナンスに関する知識
- ◆クリーニング業法等関連法規の実務上必要な法令（条項）に関する知識
- ◆クリーニング苦情発生時の対処方法と消費者保護関連法規に関する知識
- ◆クリーニング業にかかる労働安全に関する知識
- ◆クリーニング業にかかる環境保全、省資源化に関する知識 等

【クリーニング師が習得すべき技能等】

- ◆ワイシャツの手仕上げ時の標準的なアイロン操作手順
- ◆処理工程で用いる機器類の正しい操作方法
- ◆繊維の鑑別、各種表示事項の正しい読み取り
- ◆汚れ・シミの鑑別、正しい洗濯方法の選択 等

【習得することが望ましい資格（クリーニング師資格以外）】

- ◆特別管理産業廃棄物管理責任者
- ◆有機溶剤作業主任者
- ◆ボイラー技士
- ◆危険物取扱者
- ◆乾燥設備作業主任者
- ◆衛生管理者
- ◆防災管理者
- ◆繊維製品品質管理士（TES）
- ◆クリーニング・アドバイザー（CA） 等

【精通すべき法令等】

- ◆クリーニング業法／クリーニング所における衛生管理要領
- ◆労働基準法／労働安全衛生法
- ◆建築基準法／消防法
- ◆水質汚濁防止法／水道法／下水道法
- ◆大気汚染防止法／化審法／PRTR法／オゾン層保護法
- ◆土壌汚染対策法
- ◆廃棄物処理法／リサイクル法／省エネ法
- ◆消費者保護法／消費者契約法
- ◆家庭用品品質表示法
- ◆クリーニング事故賠償基準 等

厚生労働省への要望

衛生管理要領の改正等によるクリーニング師の役割の明確化

- 平成16年のクリーニング業法改正により追加された利用者擁護対策、新型コロナウイルスやその他の病原体による感染症など、近年多発し深刻化している感染症の拡大防止対策、更には近隣への安全配慮、持続可能社会実現に係る各種取組み等、クリーニング所の実質的な現場責任者であるクリーニング師に求められる役割（責務）は増加の一途をたどっている。
- こうした社会背景等を踏まえ、「クリーニング所における衛生管理要領」の改正、もしくは生活衛生課長通知の発出等を行い、必要なクリーニング師の役割を明確にするよう要望する。なお、僭越ながら本委員会ですまめた衛生管理要領の改正試案を下記に示すのでご参照いただきたい。

「クリーニング所における衛生管理要領」改正試案

※赤字部分が追記・修正箇所

第3 管理

1 クリーニング師の役割

- (1) クリーニング業法に基づき、洗濯物の処理を行うクリーニング所に必ず設置することとされているクリーニング師は、公衆衛生及び洗濯処理に関する専門知識及び技能等を有する者であり、当該クリーニング所の衛生管理を行う上での実質的な責任者となるものであること。
- (2) クリーニング師は、前記の趣旨を十分認識し、以下に掲げる施設、設備等の衛生管理、洗濯物の適正な処理、有機溶剤等の適正な使用管理等について常に指導的立場からこれに関与し、クリーニングに関する衛生の確保、改善及び向上に努めるとともに、3年を超えない範囲ごとに必ずクリーニング師研修を受講し、一層の衛生、洗濯処理等に関する知識、技能の向上に努めること。
- (3) 利用者利益の擁護を図るため、クリーニング事故の発生防止に努めるとともに、万が一事故が生じた際の対応責任者として原因究明を行い、利用者が不当に不利益を被る事態となることがないように努めること。
- (4) 感染症対策のため感染症に関する知識に精通するとともに、万が一リスクが発生した際は、適切な感染拡大防止対策を講じること。
- (5) 現場責任者として、日頃より労働災害発生防止、近隣環境への安全配慮、災害発生時の被害最小限化に努める（＝リスクアセスメントの実践）とともに、万が一リスクが発生した際に適切な指示・対応を実践すること。
- (6) クリーニング所における持続可能社会実現に係る環境保全対策、省資源化対策等の現場責任者として指導を行うとともに実践を推進すること。

クリーニング業界への要望

クリーニング師の役割・責務の周知と研鑽

- 全ク連は、他のクリーニング事業者団体、関連団体等と連携し、クリーニング師の役割・責務について改めて業界内に周知徹底を図るとともに、その地位向上を図るためあらゆる方策を講じること。
- クリーニング師の役割の重要性を鑑み、業務従事クリーニング師が必ずクリーニング師研修を受講するよう強気に働きかけるとともに、全国生活衛生営業指導センターと連携を密にし、クリーニング師研修の内容充実にも貢献していくこと。
- クリーニング師の役割が常に時代に即したものにアップデートされ続けるよう、社会背景、消費者ニーズ等を十分把握し、業界のコンセンサスを得た上で関係機関に働きかけを継続実施していくこと。

3

クリーニング師試験の全国統一化にかかる要望・提案

提言2

現状

- 国家資格であるが、都道府県単位で試験が実施されているため試験内容が千差万別。
⇒本報告書 p8～16 「クリーニング師試験の実施状況に関するアンケート調査」 集計結果参照。

課題

- 国家資格であるものの都道府県ごとに試験の難易度にばらつきがあり、全国統一を望む声はクリーニング業界、試験を実施する行政機関の双方とも大きい。
- アイロン技能試験に関しては下記のような課題があり、実施が困難化している。

- ・ 従来ワイシャツ仕上げ用に使用されていた焼きごてアイロンの入手が困難な状況にある。
- ・ 蒸気を使用する場合、試験会場の設定が困難となってきた。
- ・ 実務経験がない受験者は試験現場で初めて業務用アイロンを手にするケースもある。
- ・ 審査（合格）基準が明確でない。
- ・ リネン関係の従事者は、業務でアイロンを使用することがない。

- アイロン掛け未経験者増加に伴う技能試験合格率の低下。
- クリーニング事業者の子弟、従事者以外の受験者の増加。
⇒介護施設・老人ホーム等従事者、ホテルフロント従事者、コインランドリー従事者 等。

よって

提言2

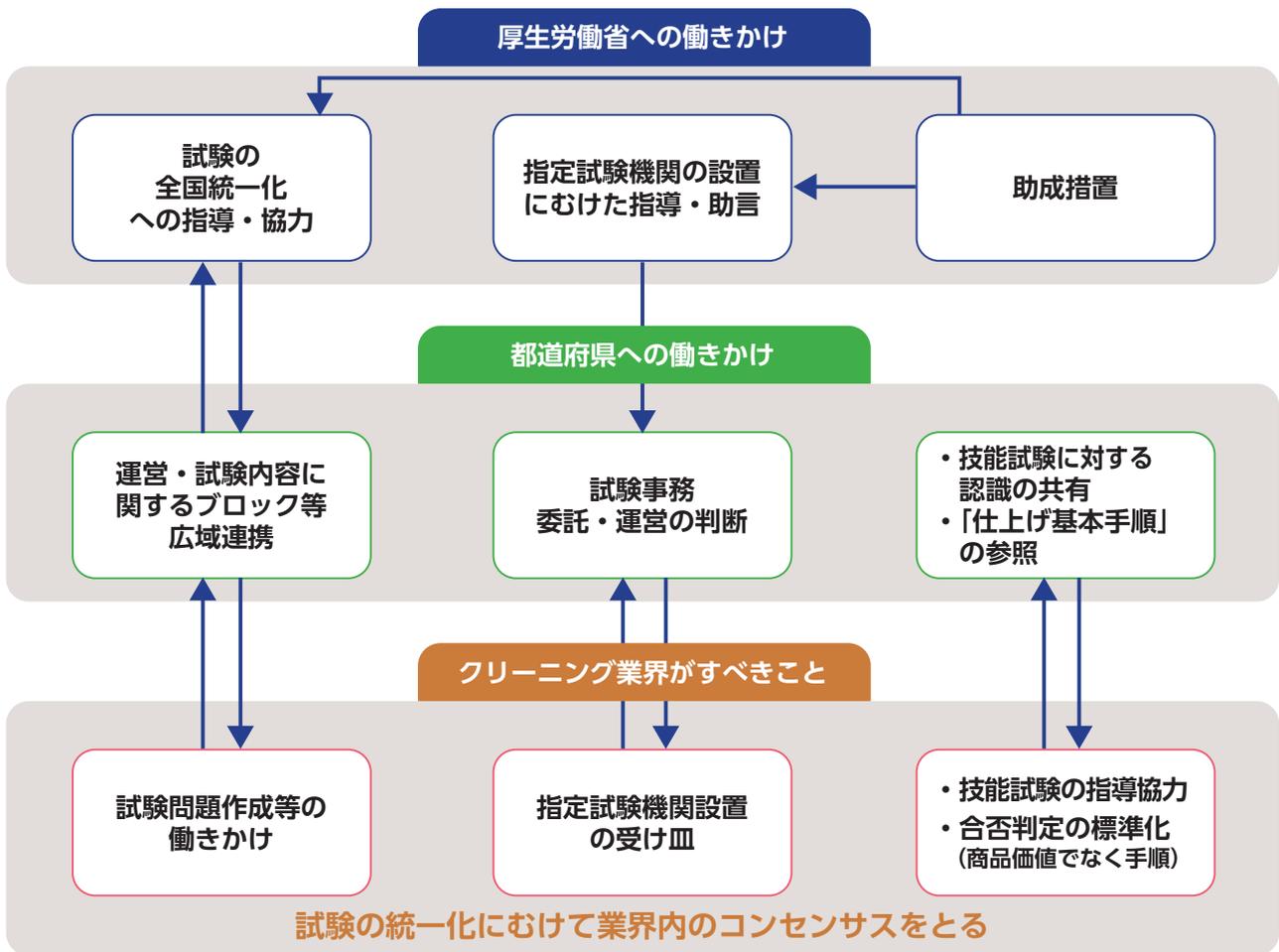
クリーニング師試験は、知識（筆記）、技能（実技）ともに
全国統一を図るべきである

との結論に至った

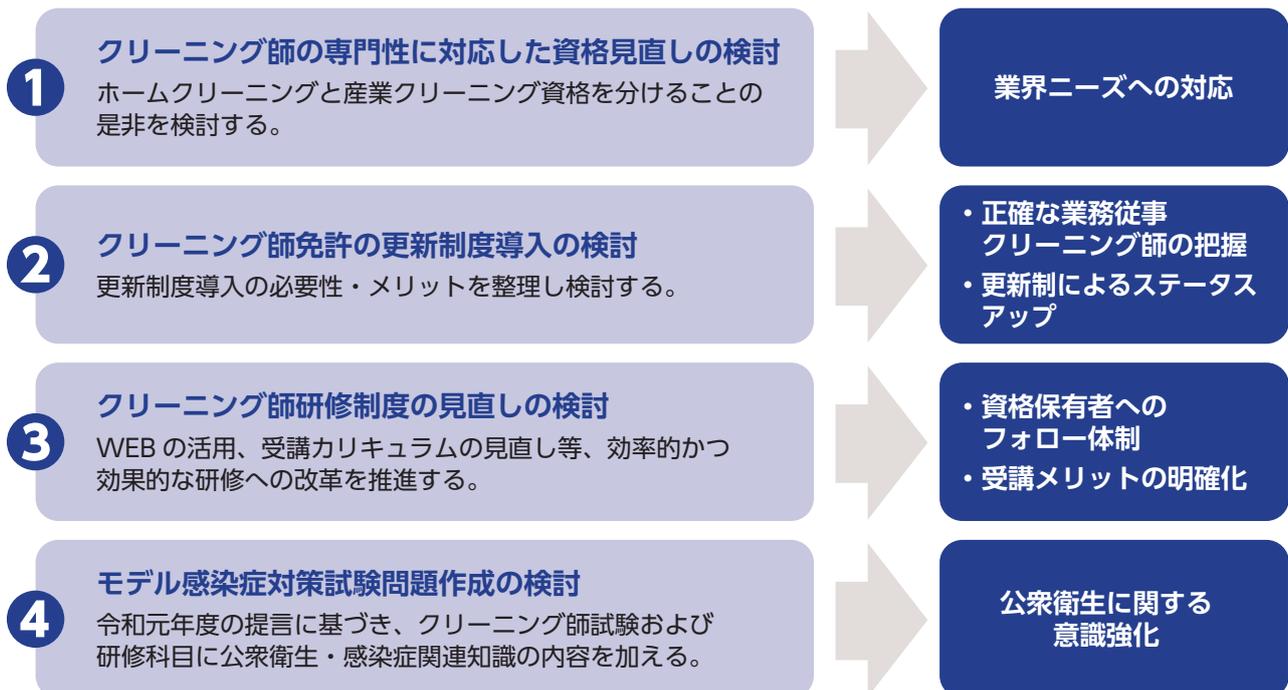
提言をうけた具体的提案

- 現行クリーニング業法下においてクリーニング師試験の全国統一を図るためには、**全国展開が可能な指定試験機関^(※)の設置**が一番現実的となる。関係機関が一致団結してその実現に向けて検討を深化させる必要がある。
※厚生労働大臣が指定する機関で、都道府県知事はクリーニング師試験の実施に関する事務の全部又は一部を行わせることができる（法第7条の2）
- 指定試験機関が設置されるまでの間は従前のスタイルが継承されていくこととなるが、国等がクリーニング師試験のモデルケースを提示する等により実施内容のばらつきの緩和が期待できる。
- アイロンを用いた技能試験については、前項記載の課題に加え、仕上げ工程の機械化が進み実際の現場での使用機会が減少していることから廃止を望む声は一定数存在する。しかし本委員会は、クリーニング師は品質管理の現場責任者として、仕上げ作業の基本的な操作技術・手順をしっかり把握し、必要に応じて従事者に指導教育すべき役割を担っている、との観点からアイロン技能試験は継続実施すべきと考える。
- 技能試験は、「正しい手順でアイロン操作ができていないか」どうかを合否判定の基準とする。
 - ・ 各種課題に対応するため、試験に用いるアイロンは、入手が容易でかつ特定の会場開催を必要としない家庭用アイロン（もしくは蒸気を使用しない状態での電蒸アイロン）を用いて実施することが望ましい。
 - ・ 実務経験のない受験者も家庭用アイロンを用いた試験であれば予め練習が可能となる。
- 本委員会で、ワイシャツ仕上げの正しい操作手順を示す教材動画を作成し、本報告書にDVDを添付したので参照いただきたい。
⇒本報告書 p26～35 「ワイシャツアイロン仕上げの基本手順」 参照。

クリーニング師試験の全国統一化にむけた関係各所との連携



令和3年度以降継続して検討すべき事項



都道府県衛生主管部局 クリーニング師試験担当者 各位

今般は公務ご多忙の中、書面調査へのご協力を賜りましたこと、まずもって御礼申し上げます。誠にありがとうございました。

書面調査をお願いした際の依頼状にも記させていただきましたが、私たちはクリーニング師の役割と責務を明確化し、その社会的認知度を高め、もってクリーニング師資格の社会的地位を向上させていくことを目的に「クリーニング師資格のあり方に関する調査検討委員会」を立ち上げ、約1年半にわたって様々な調査、検討を行ってきました。

その結果導かれた方向性（要望）は、提言の中で述べさせていただいた通り、

1. クリーニング師の役割を明確にしていきたい
2. クリーニング師試験を全国統一化していきたい

の2つに集約されました。

1つ目の役割の明確化については、今後厚生労働省に働きかけるとともに、私たち自身が更にその職責を明確にしていく所存です。

もう1つの要望であるクリーニング師試験の全国統一化は、関係者の要望は強いものの、実現は容易ではないと認識しています。クリーニング師資格はクリーニング業法で規定された国家資格であるものの、その試験実施、免許の交付等は都道府県知事に権限が付与されているからです。地方自治が進む中での統一化は規制強化とも捉えられかねません。しかし、今回47都道府県中42(89.4%)の自治体が「全国統一に賛成」とご回答いただいたことは、私どもにとっては心強い限りです。

クリーニング師資格に関しては、今回取り上げた課題以外にもクリーニング師原簿、従事クリーニング師名簿のいずれもが届出不徹底等を起因とした実態との乖離、更には制度疲労が生じてきているクリーニング師研修の受講問題等の課題が山積しています。本委員会としては、今後も様々な角度から検討を進めていく所存です。

クリーニング師資格は、私たちクリーニング業を営む者にとってはステータスシンボルであり、誇りでもあります。一般消費者にアピールしていくうえでの武器ともなり得ますし、業界への就労を目指す若者の目標でもあります。ぜひ私たちのこうした思いをお汲み取りいただき、引き続きのご指導を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

令和3年3月

全国クリーニング生活衛生同業組合連合会
会長 小池 広昭
クリーニング師資格のあり方に関する調査検討委員会
委員長 相澤 好治

第3部

ワイシャツ アイロン仕上げの基本手順

提言2の「クリーニング師試験の全国統一化」に係る具体的提案として、本委員会では技能試験のアイロン仕上げについて「ワイシャツ アイロン仕上げの基本手順」の動画を作成し、DVD にしました。

動画作成の主旨

- ①技能試験に使用するアイロンは、入手が容易であることや技能試験を実施する会場の制約がなるべくないよう、家庭用アイロン（もしくは蒸気を使用しない状態での電蒸アイロン）を用いて行う方法にしています。
- ②技能試験として行うワイシャツのアイロン仕上げは、商品価値としての仕上りの良し悪しではなく「**正しい手順でアイロン操作ができているかどうか**」を合否判定の基準とすることを提案しています。

本 DVD によるアイロン仕上げの基本手順で全国統一化することにより、提言2でアイロン技能試験に関して列記した課題が解決し、実施都道府県によってばらつきのあった合格基準をより近づけることが可能です。また、受験者もあらかじめ家庭用アイロンを用いた練習ができることから、受験者に公平な実施方法であると言えます。

※なお、業務でアイロン仕上げを行わないリネン関係の従事者も都道府県の実施状況によっては技能試験でのアイロン仕上げが必須となっていることについて、ホームクリーニングと産業クリーニングの資格を分ける等、クリーニング師の専門性に対応した資格制度の見直しを令和3年度以降の事業として実施していく予定となっています。

ワイシャツ アイロン仕上げの基本手順

使用機材

- ・アイロン台（特大）
寸法 900 × 600mm、厚さ 30mm
- ・家庭用アイロン（TOSHIBA・TA-EV5 [Lacoo]）
- ・霧吹き
- ・スポンジ
- ・紳士用ワイシャツ（素材：綿 100%）



巻末付録～ DVD の概要～

動画約 20 分
全ク連ホームページ
URL <https://www.zenkuren.or.jp>

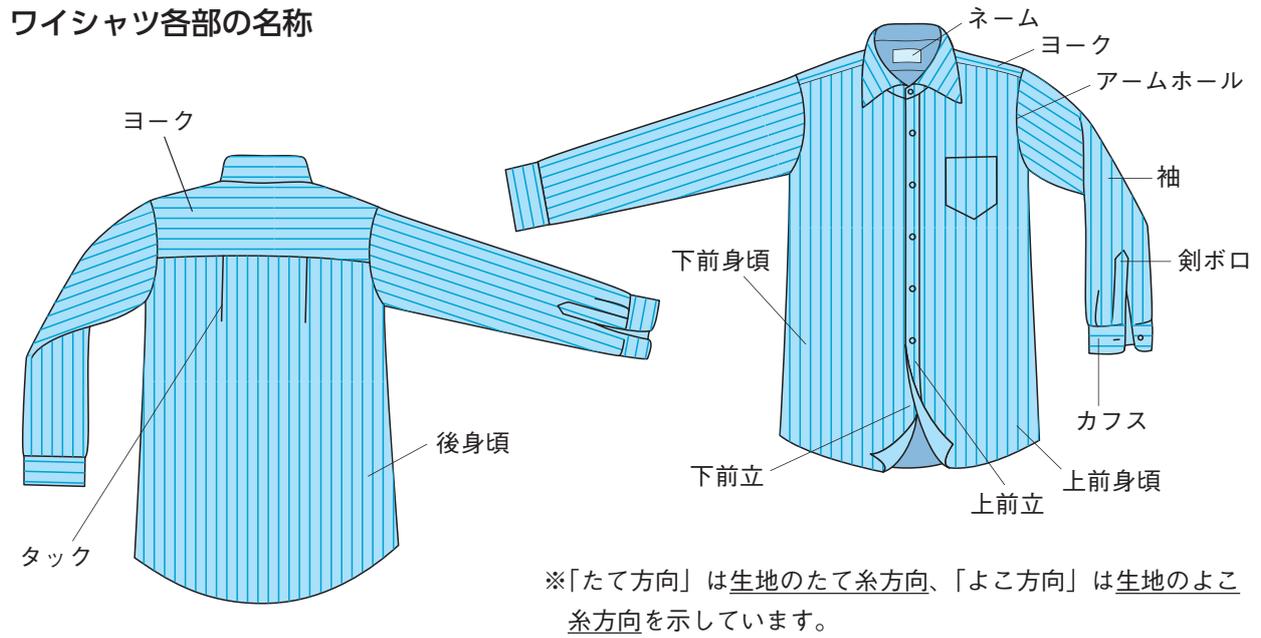
【映像内容】

- ・はじめに
- ・袖の仕上げ
- ・カフスの仕上げ
- ・タックの仕上げ
- ・衿の仕上げ
- ・後身頃の仕上げ
- ・前身頃の仕上げ
- ・たたみ
- ・最後に～一連の手順～



ワイシャツ アイロン仕上げの基本手順

ワイシャツ各部の名称



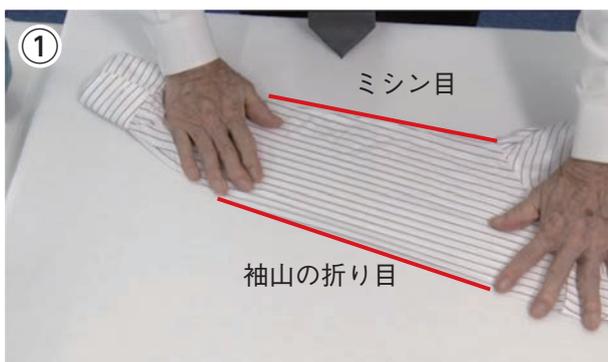
ワイシャツは、**袖→衿→後身頃→前身頃の順**で仕上げます。

袖の仕上げ

まず、ワイシャツを寝かせて、右袖の後側から始めます。

袖は**中央からアームホール→カフス→タック**に分けて仕上げます。

<中央部からアームホールの仕上げ> 袖の広げ方



①袖下にミシン目がありますのでこれを基準にし、袖山の折り目を一直線にします。



②アームホールの曲線を整えながら広げます。

※正確で美しくかつ効率的に仕上げるためには広げ方も重要です。

<中央部からアームホールの仕上げ> アイロンを当てる手順

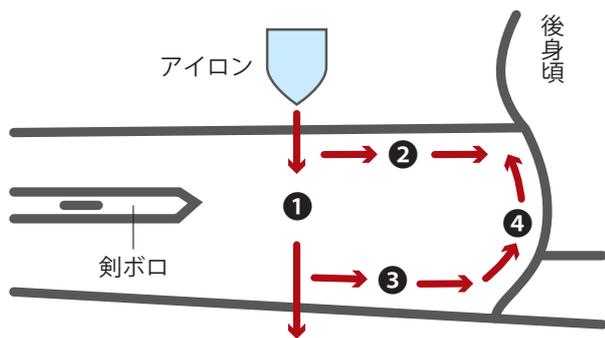


図1 中央部からアームホールの仕上げの手順

- ① アイロンをよこ方向に動かして中央部を仕上げます。
- ②③ たて方向に引き伸ばすようにしながら、アームホールの方向にアイロンを動かして残りの上部を仕上げます。
- ④ アイロンをアームホールの縫い目に沿って動かしながら仕上げ、形をしっかり整えます。



- ③ 左手を使ってシワを引き伸ばすようにしながら図1の手順で仕上げます。剣ボロのあたりまで当てます。

続いて、袖の前側も同じように仕上げます。

<カフスの仕上げ>

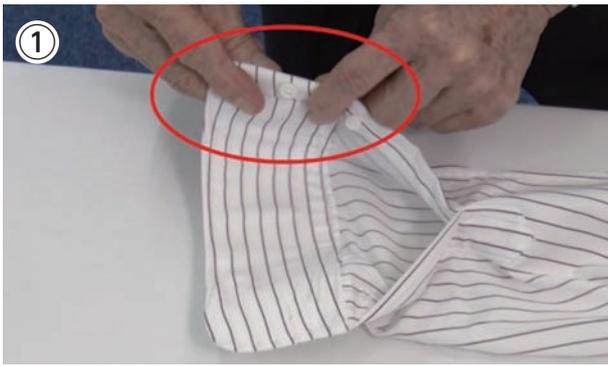


- ① カフスの裏からアイロンを掛けます。袖口部分の縫い目を真っ直ぐにするようにして、変形や狂いなどを修正します。半乾き位まで乾かしてください。

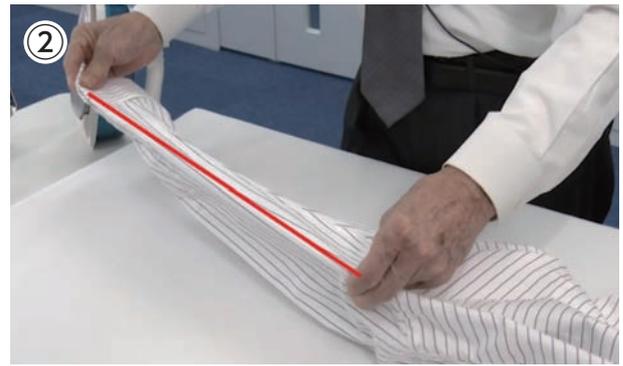


- ② 表は押さえるだけにします。

<タックの仕上げ>



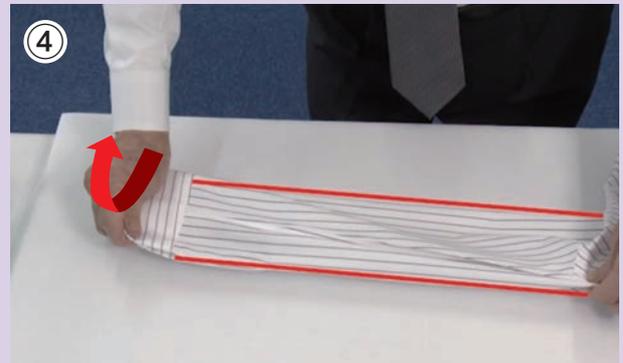
①袖のボタンのところを少し折って、ボタンとボタン穴とを合わせます。



②縫い目の線を平行に進んだ先をつまみます。カフスの両端を合わせ、剣ボロとの延長線をピンと伸ばすように張ります。



③袖下にある縫い目が直角になるようにつまみ上げるのが、綺麗なタックを作るポイントです。



④ピンと張って、裏返しにします（合わせた袖のボタンが自分側に来るように）。タックをカフスの縫い目に対して直角になるように図2のように置き、整えます。



⑤袖をピンと張ったまましっかりと押さえてアイロンを当ててください。アイロンを袖の生地の方へ動かしてタックを仕上げます。
※この時、カフスの山にアイロンを当てないように注意してください。

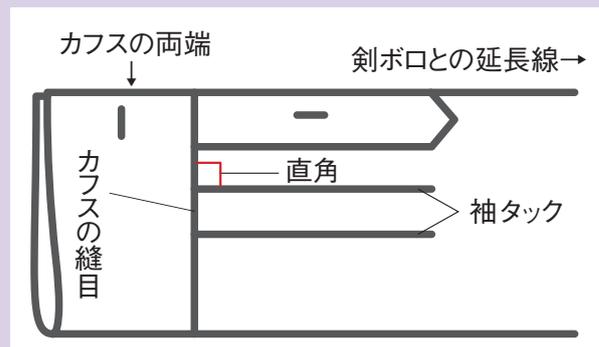


図2 タック部分

反対側からもアイロンを当てます。

衿の仕上げ



- ①衿はまず、裏から掛けていきます。
衿の形を整え変形や狂いを修正します。



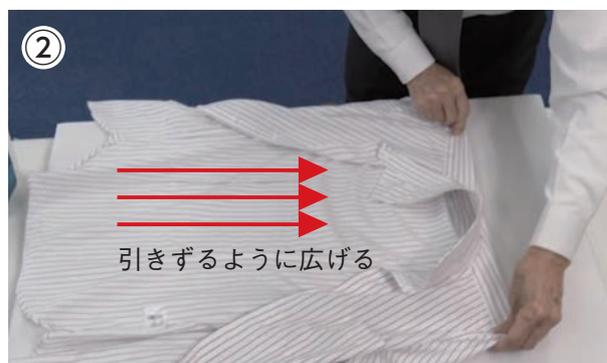
- ②衿の生地のとて方向に、アイロンの向きを変えずに前後に動かします。
片手で生地を引っ張りながら、カフス同様、半乾き位まで乾かします。

次に、衿の表を仕上げてください。
表側はカフス同様、上から押さえる位にします。

後身頃の仕上げ



- ①まず、肩をつまんで、②アイロン台の上を引きずるように広げます。



- ③ヨークの縫い目を持ち、ヨークの生地のとて方向へしっかり伸ばします。



④ヨーク側をしっかり押さえ、裾を持って下の方へ引っ張ります。
しわにならない様に手で押さえます。

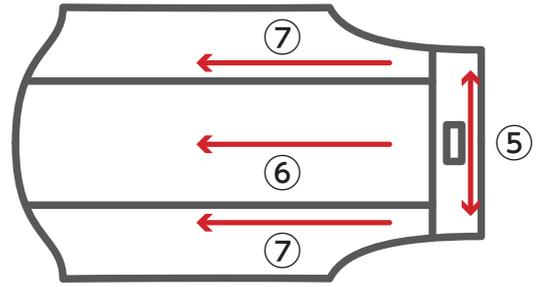
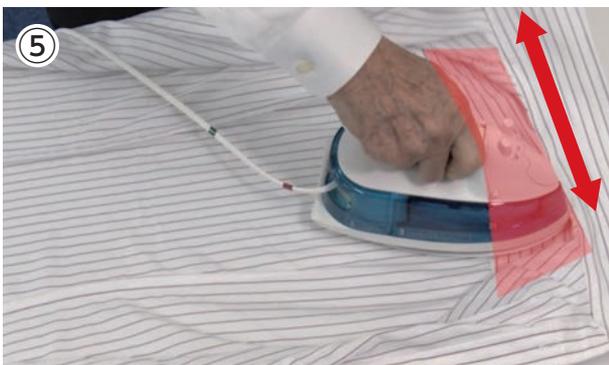
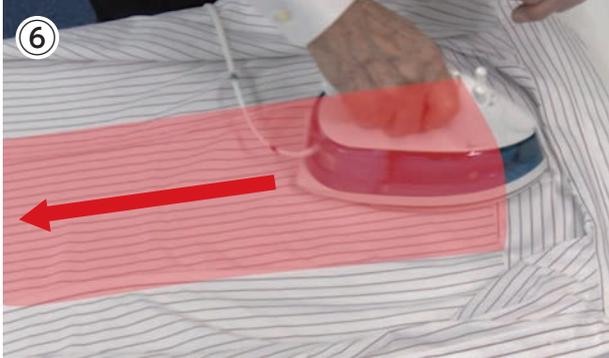


図3 後身頃の仕上げの手順



⑤最初に、アイロンをヨークの中央から左右に動かしてヨークを仕上げます。



⑥アイロンをたて方向に動かして後身頃部分を仕上げます。



⑦タックのある場合は整えてからアイロンをたて方向に動かしてタックを仕上げます。

最後に、裾部分などの残りの部分を仕上げます。

前身頃の仕上げ

前身頃は**下前立**→**下前身頃**→**上前立**→**上前身頃**の順に仕上げます。

<下前立→下前身頃の仕上げ>



①ネームを目安にして下前立のボタンを中央に合わせます。下前身頃全体を整えます。



②ボタンの箇所はアイロンを少し浮かせるようにして掛けます。

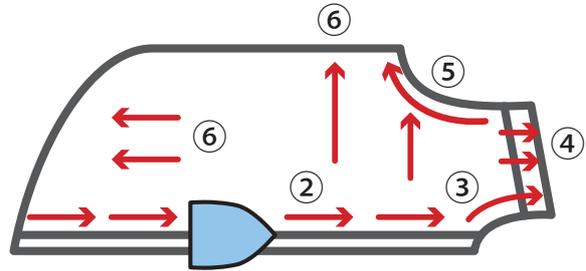
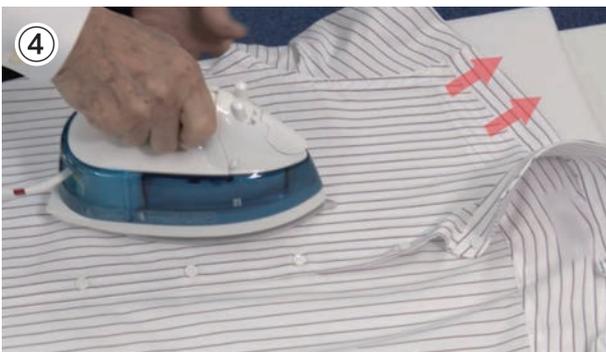


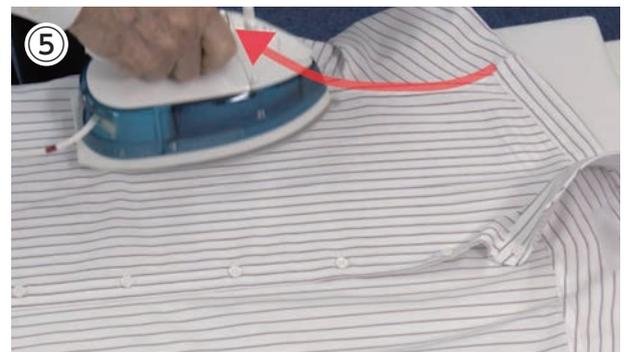
図4 下前身頃の仕上げの手順



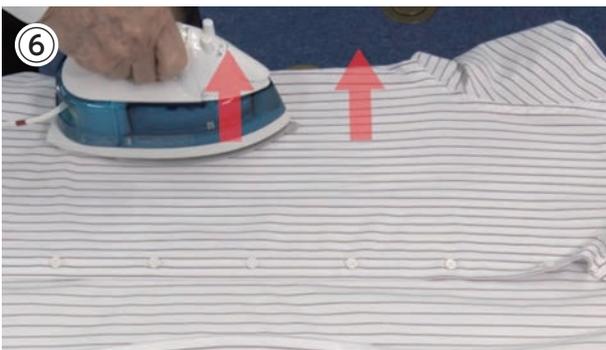
③アイロンを衿付けの縫い目に沿って動かしながら仕上げ、形をしっかり整えます。



④ヨーク部分はアイロンを上方向に動かして仕上げます。



⑤アイロンをアームホールの縫い目に沿って動かしながら仕上げ、形をしっかり整えます。



⑥脇部は内側から外の方へと動かして仕上げます。アイロンをたて方向に動かして下前身頃下部を仕上げます。

<上前立→上前身頃の仕上げ>

続いて、ボタン穴の付いた上前身頃を仕上げます。



①下前身頃を少しめくって、ネームを目安にして上前立を中央に合わせます。上前身頃全体を整えます。



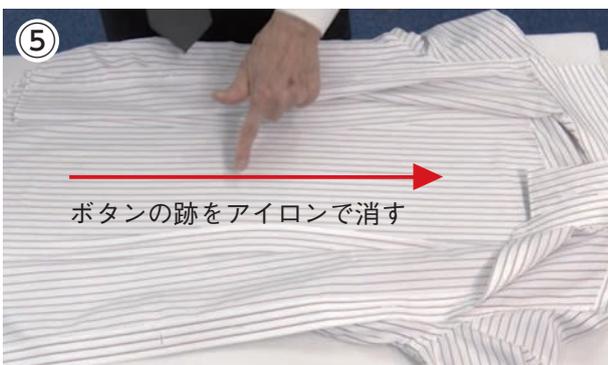
②アイロンを衿付けの縫い目に沿って動かしながら仕上げ、形をしっかり整えます。



③そのまま下に向かってアイロンを動かしていきます。空いている手は常に生地を引っ張るようにします。



④アイロンを内側から外の方へと動かして上前身頃上部を仕上げます。
ヨーク部分はアイロンを上方向に動かして仕上げます。
脇部は内側から外の方へと動かして仕上げます。
アイロンをたて方向に動かして上前身頃下部を仕上げます。



⑤最後に後身頃に付いたボタンの跡をアイロンで消します。

これでアイロン仕上げは終了です。

たたみ



①前身頃を整えた後、②衿を開き、真ん中をつかんで衿の形に整えます。



③第1ボタンを留めます。この時、衿の形を崩さない為、衿には触れないようにします。



④肩をつまみ、シワを作らないよう、引きずるようにして裏返します。



⑤次に、袖をたたみます。
袖の半分くらいのところを開きます。



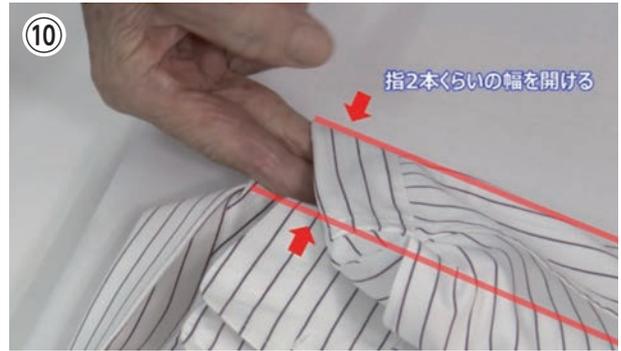
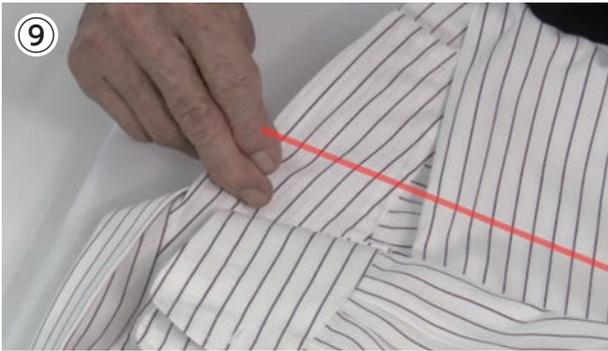
⑥カフスを持って、裏返すように折ります。



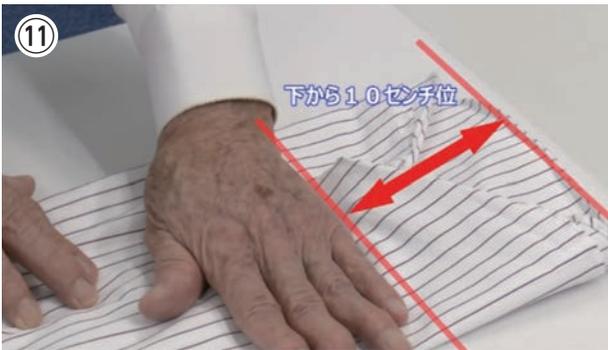
⑦折ったところが三角になるように置きます。
※このようなたたみ方をすると、仕上げた袖
タックがきれいな状態のままたためます。



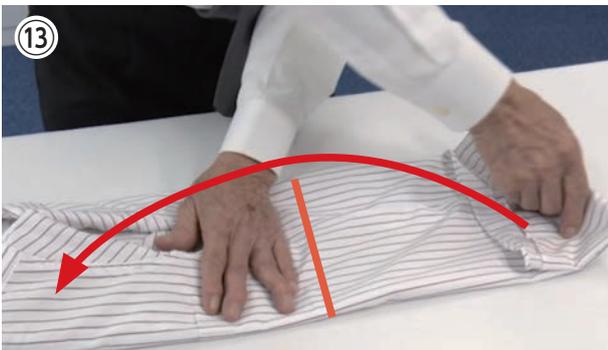
⑧反対の袖も同じく袖の半分くらいのところを開
きます。カフスを持って内側に折りたたみます。
折ったところが三角になるように置きます。



⑨脇部分をたたみます。衿から指2本くらいの幅を開けて、⑩たて方向にたたみます。
反対側も同じようにたたみます。



⑪身頃部分をたたみます。左手を置いて、⑫下から10センチ位のところを折ります。



⑬続いて左手を折る線上に置き、⑭右手で裾部分を持ち、片側に持っていきます。



以上で完成です。

クリーニング師資格のあり方に関する調査検討委員会 (敬称略)

役職	氏名	所属
委員長	相澤 好治	北里大学 名誉教授／クリーニングと公衆衛生に関する審査委員会 委員長
委員	篠田 純男	岡山大学 名誉教授／クリーニングと公衆衛生に関する審査委員会 委員
	堀江 裕	学識者 (元厚生労働省 生活衛生課長)
	岩崎恵美子	株式会社健康予防政策機構 代表／医師
	長見萬里野	一般財団法人日本消費者協会 理事長
	伊東 明彦	公益財団法人全国生活衛生営業指導センター 専務理事
	佐野 等	一般社団法人日本リネンサプライ協会 専務理事
	柳澤 千明	一般社団法人日本病院寝具協会 専務理事
	五十嵐素一	株式会社白洋舎 代表取締役会長
	高木 健志	全国クリーニング協議会 会長
	西川 芳雄	日本クリーニング生産性協議会 理事長
	中村美和子	特定非営利活動法人日本繊維商品めんでなんす研究会 理事長
	久保 章	日本クリーニング用洗剤同業会 会長
	近藤 美文	一般社団法人日本衣料管理協会 事務局長
	小池 広昭	全国クリーニング生活衛生同業組合連合会 会長
伊澤 勝令	全国クリーニング生活衛生同業組合連合会 副会長	

(所属・肩書は令和3年3月現在)

<発行> 令和3年3月
<制作・著作> 全国クリーニング生活衛生同業組合連合会
〒160-0011 東京都新宿区若葉1-5
全国クリーニング会館
電話 (03) 5362-7201
H P <https://www.zenkuren.or.jp>

※本誌の転載・複製・借用・放映を禁じます